

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所STACY（定常臨界実験装置）施設等に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（192）」
2. 日時：令和3年2月26日（金）15時00分～16時00分
3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室  
（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、三好安全審査官、石島技術参与
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課長 他2名  
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー他1名
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕の変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請において、申請されるべき建物・構築物及び設備が申請されていることの確認プロセスについて、資料1に基づき説明があった。
  - （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下に関する事実確認を行った。
    - 設備・機器の設工認申請を要しない理由については、一般汎用品や安全設備に該当しない等を理由にしているが、一般汎用品や安全設備に該当しなくとも設工認を申請している設備・機器はあることから、除外できる理由を詳細に説明すること。
    - STACY施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧については、JRR-3施設の資料に倣い、備考に申請理由を記載すること。
  - （3）原子力機構から、設工認（第4回申請）のコメントについて、資料2に基づき説明があった。
  - （4）原子力規制庁から、上記（3）の説明に対し、主に以下に関する事実確認を行った。
    - 本日未回答である二重スラブ床面及び壁面の防水塗装については、次回のヒアリングにて説明すること。

- 本申請の燃料貯蔵設備の未臨界計算は各単一ユニットで行っている。複数ユニットの未臨界計算を不要とする根拠については、他の貯蔵設備との相対位置等を観点に妥当性を説明すること。

## 6. 配付資料

### ・原子力機構からの配付資料

資料1 STACYにおける設工認申請漏れ確認プロセス

資料2 STACY設工認第4回に係るコメント回答